

今そこにいるセールスマンが 不審な場合は通報を!!

訪問販売だけでなく、訪問購入(いわゆる押し買い)も規制の対象となっています。

①名前や会社名を言わない

訪問購入業者が勧誘を行う場合には

- 業者の氏名
又は名称
- 勧誘する目的で来たこと
- 勧誘目的物の種類
を、勧誘する前に明らかに
しなければいけません。

名乗る程の者ではありませんが、ちょっといいですか…?



②断ってもしつこく勧誘する

訪問購入業者が勧誘を行う場合には

- 勧誘する前に、勧誘を受ける意志を確認しなければなりません
- ↓
- 勧誘を断った場合は
再度勧誘してはいけません。

そう言わずに、お話だけでも聞いて下さい



③契約書を渡さない

訪問購入業者が売買契約の申込みを受けたときは、

- 物品の種類
 - 物品の購入価格
 - 物品の代金の支払い時期、方法
 - 物品の引き渡し時期、方法
 - 契約解除に関する事項
- 等を記載した書面を交付しなければなりません。

①～③のどれか一つでも
当てはまる場合は

**特定商取引法
違反の可能性あり!!**

不審な場合は
すぐに通報して下さい!

上記内容に関するお問い合わせは、沖縄警察署
932-0110又は、#9110(県警相談ダイヤル)